

長岡市犯罪被害者等支援条例を 制定しました

令和6年4月1日施行

犯罪被害にあわれた方やそのご家族等は、生命・身体への直接的な被害だけでなく、周囲からの心ない誹謗中傷的な発言等により、二次的な心身の被害を受け、さらに傷つけられることがあります。

本市では、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添い、その権利や利益の保護を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、本条例を制定しました。

市民や事業者の皆様は、本条例で定める基本理念やそれぞれの責務をご理解いただき、犯罪被害者等の支援にご協力をお願いします。

基本理念（第3条）

- ・犯罪被害者等の個人の尊厳を尊重する。
- ・犯罪被害者等が平穏な暮らしを取り戻すまで、必要な支援を途切れることなく提供する。
- ・犯罪被害者等の個人情報の取扱いに配慮し、二次被害・再被害が起こらないようにする。
- ・市・市民等・事業者等が相互に連携する。

責務（第4条～第6条）

市の責務

- ・犯罪被害者等の支援策を総合的に推進する。
- ・施策の実施にあたり、関係機関等と連絡調整を緊密に行う。

市民等の責務

犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性に理解を深め、二次被害が起こらないようにするとともに、市が行う施策に協力する。

事業者等の責務

事業活動は、犯罪被害に遭った方の気持ちに寄り添い、二次被害が起こらないようにするとともに、市が行う施策に協力する。

条例に基づく主な支援施策

相談及び情報の提供等

(第7条)

「長岡市犯罪被害者等支援総合的対応窓口」

犯罪被害を受けた方などからの相談や問い合わせに対し、各種支援制度や関係機関のご紹介などを行います。

電話番号：0258-39-2206

受付時間：月～金曜日 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）

経済的負担の軽減

(第8条)

見舞金の支給

犯罪行為により被害に合われたご本人、そのご遺族に対して応急的な経済支援として見舞金を支給します。

遺族見舞金：30万円

重傷病見舞金：10万円



日常生活の支援

(第9条)

一時保育費用助成

犯罪行為により、就学前のお子さんの保育が困難となったため、「一時預かり事業」を利用した場合、その費用の一部を助成します。

家事費用助成

犯罪被害により、家事を行うことが困難となったため、そのサービスを提供する事業者を利用した場合、その費用の一部を助成します。

安全の確保・居住の安定

(第10条・第11条)

転居費用の助成

犯罪行為により、現在の住居に居住できなくなった場合、新たな住居へ転居するためにかかった費用や転居を前提として宿泊施設を仮住まいとした場合、その費用の一部を助成します。

1事件につき：限度額 20万円

問い合わせ先

長岡市市民協働推進部 市民課 生活安全班

TEL：0258-39-2206 FAX：0258-39-2258

メール：bouhan@city.nagaoka.lg.jp